

政令第 号

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の一部の施行に伴い、及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第五十五条の七第二項」を「第五十五条の七第二項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 法第五十五条の七第二項第二号の政令で定める用途は、国際海上コンテナ運送に係る貨物の荷さばきであつて、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）を伴うものとする。

2 法第五十五条の七第二項第二号の政令で定める港湾施設は、次の施設とする。

- 一 当該荷さばき施設の機能を確保するための道路、駐車場及び橋梁^{りょう}
- 二 当該荷さばき施設の周辺の環境を整備するための緑地及び広場

(関税法施行令の一部改正)

第二条 関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)の一部を次のように改正する。

第三十条の二中「の特定用途港湾施設」の下に「(同項第一号に掲げる港湾施設であるものに限る。)
」を加える。

(全国新幹線鉄道整備法施行令の一部改正)

第三条 全国新幹線鉄道整備法施行令(昭和四十五年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項第二号中「第十六号」を「第十五号」に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第十七条第一項第五号」を「第十七条第一項第四号」に改める。

第十六条第三項中「から第五号まで」を「及び第四号」に改める。

附則第六条第一項第一号中「第十七条第一項第五号」を「第十七条第一項第四号」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第五条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号及び第五十条第二号中「第十二条第一項第十五号」を「第十二条第一項第十四号」に改める。

第四百四十七条第三号中「第十四号」を「第十三号」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、港湾法に基づく資金の貸付けの対象となる荷さばき施設の用途を定める等の必要があるからである。